

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 告示

- 特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧(二六六・水産漁港課)
- 大規模小売店舗の新設に關し聴取した意見の概要(二六七・商工業振興課)
- 大規模小売店舗の新設に關し述べた意見(二六八・商工業振興課)
- 基本測量終了の通知(二六九・建設管理課)
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可(二七〇・秋田建設事務所)
- 道路の供用開始(二七一・道路環境課)
- 道路区域の変更(二七二、二七三・道路環境課)
- 建築基準法による道路位置の指定(二七四・雄勝建設事務所)
- 建築基準法による道路位置の廃止(二七五・由利建設事務所)
- 入会林野整備計画の認可(二七六・農山村振興課)

### 公告

- 土地改良区の役員の退任の届出(北秋田総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(秋田総合農林事務所)
- 県営土地改良事業工事の完了(由利総合農林事務所)
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北総合農林事務所)
- 市町村営土地改良事業の施行の協議を適當とする旨の決定(雄勝総合農林事務所)
- 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 三件
- 公安委員会告示
- 警備員指導教育責任者講習会の実施

## 告示

秋田県告示第二百六十六号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業計画を定めるため、同条第四項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該事業計画の案を縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 縦覧に供すべき書類の名称 特定漁港漁場整備事業計画書(案)の写し
- 縦覧期間 平成十四年四月十六日から同年五月六日まで

### 縦覧場所

地区名	縦覧場所
岩館地区	秋田県農林水産部水産漁港課及び山本総合農林事務所
畠地区	秋田県農林水産部水産漁港課及び秋田総合農林事務所
椿地区	
金浦地区	秋田県農林水産部水産漁港課及び由利総合農林事務所

秋田県告示第二百六十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の新設に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド秋田店

秋田市川尻町字大川反二百三十三番百三十八外

- 二 秋田市長の意見

(一) 廃棄物の保管等について

(1) 廃棄物等の保管場所の位置及び構造等については、搬出作業に伴う騒音、悪

(2) 臭による周辺の住居等への影響が最小限になるよう配慮すること。  
 (2) 生ゴミが発生した場合には、必要に応じ適正な温度管理の実施等、防臭・除臭に努めること。

(二) 廃棄物の運搬や処理について  
 (1) 運搬頻度を十分確保し、多量排出時は柔軟に対応すること。  
 (2) 廃棄物の運搬業者等の決定にあたっては、適正な業者を選定すること。  
 (3) 店舗内の関係者及び関連事業者に廃棄物などの運搬や処理が適正に行われるよう徹底すること。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
 意見書の提出は無し

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年四月十六日から同年五月十六日まで

秋田県告示第二百六十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により、大規模小売店舗の新設に関して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を述べたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

仁井田ショッピングセンター

秋田市仁井田本町五丁目二百八十四番一号外

二 県の意見

意見なし

三 意見を述べた日

平成十四年四月八日

四 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

秋田市役所 商業観光課

(二) 縦覧期間

平成十四年四月十六日から同年五月十六日まで

秋田県告示第二百六十九号

平成十三年秋田県告示第二百九十号の基本測量について、平成十四年三月一日終了した国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定に基づき、公示する。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 施行者の名称

河辺町

二 都市計画事業の種類及び名称

河辺都市計画下水道事業 河辺町公共下水道

三 事業施行期間

平成元年七月十八日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

平成十一年秋田県告示第七十七号の事業地に、河辺郡河辺町北野田高屋字小高及び字務沢並びに豊成字祖神台、字虚空蔵大台滝、字坂下及び字宮下並びに戸島字藤島、字大川越、字大古川、字下久保及び字野田並びに高岡字蟹沢及び字川原田並びに諸井字山根、字後野中島、字中道、字福神、字上諸井、字前田表及び字下諸井を加え、北野田高屋字榊表、字上前田表、字前田表、字黒沼下堤下並びに松淵字街道北並びに和田字岡村並びに諸井字野田及び字大部地内において事業地を変更する。

(二) 使用の部分

変更なし

秋田県告示第二百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十四年四月十六日

一 供用開始の区間

道 道	道路の種類	路線名	区 間
大曲田沢湖線			大曲市黒瀬町三七五番地先から五八番二〇地先まで

秋田県知事 寺田典城

二 供用開始の期日 平成十四年四月十六日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間  
 (二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年四月十六日から同月三十日まで

秋田県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

道 道	道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
		新	旧				
淀川北野目線		淀川北野目線	仙北郡西仙北町北野目字四ツ谷一七二番二地先から一七〇番一地先まで			一六・〇〇〇～一九・〇〇〇	〇・〇九五
						一六・〇〇〇～三一・〇〇〇	〇・〇九五

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(二)(一) 場所 建設交通部道路環境課  
 期間 平成十四年四月十六日から同月三十日まで

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第二百七十三号

一 道路の区域

道 道	道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
		新	旧				
本荘西仙北角館線		本荘西仙北角館線	仙北郡西仙北町大沢郷寺字野田一一二番地先から北野目字四ツ谷一八八番一地先まで			六・〇〇〇～三一・〇〇〇	一・七二五
			仙北郡西仙北町大沢郷寺字野田一一二番地先から北野目字四ツ谷一八八番一地先まで			六・〇〇〇～三一・〇〇〇	一・七二五

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年四月十六日から同月三十日まで

秋田県告示第二百七十四号

秋田県知事 寺 田 典 城

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月十六日

申請者の住所及び氏名 平鹿郡十文字町梨木羽場字村頭海道下八十九番地三 株式会社 辰巳ホーム 代表取締役 沓澤 辰 巳	道路の位置の指定箇所 湯沢市二井田字長瀬百十一番地一	道路の延長 五十三・〇メートル	道路の幅員 六メートル	指定年月日 平成十四年四月四日
---	-------------------------------	--------------------	----------------	--------------------

秋田県告示第二百七十五号  
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路位置の指定を次のとおり廃止したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省

令第四十号）第十条の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名 本荘市中堅町五十番地 齋藤 邦 雄	道路の位置の廃止箇所 本荘市出戸町字一番堰二百六十番地の一	道路の延長 五十六メートル	道路の幅員 四メートル	廃止年月日 平成十四年四月五日
------------------------------------	----------------------------------	------------------	----------------	--------------------

秋田県告示第二百七十六号  
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百一

十六号）第十一条第一項の規定により、五城目町湯ノ又地区入会林野整備組合の入会林野整備計画を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

	B	〃	一三・〇〇〇—一三四・〇〇〇	一・五四〇
--	---	---	----------------	-------

公 告

平成十四年四月十六日

- 一 整備計画の名称 五城目町湯ノ又地区入会林野整備計画
- 二 認可の年月日 平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大館土地改良区から次のとおり役員（の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

退任理事の住所及び氏名  
大館市芦田子字芦田子三十九番地

田村健一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員（の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

一 八郎潟土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町字下川原二十番地七

石川定樹

十六番地三

谷村光雄

夜叉袋字一向堂二十二番地三

渡部寿一

真坂字南真坂八番地

佐藤長

字中嶋百六十五番地

畠山一孝

夜叉袋字中羽立九番地七

村井孝之

真坂字鳥屋崎百八十二番地五十

小玉孝太郎

字中嶋六番地二十四

三戸兼光

字中田三十一番地

小野松太郎

夜叉袋字一本木七十八番地

村井清之丞

(二) 就任理事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町字下川原二十番地七

石川定樹

字中嶋六番地二十四

三戸兼光

南秋田郡八郎潟町真坂字南真坂八番地

字一日市百三十四番地九

真坂字鳥屋崎百八十二番地五十

夜叉袋字一向堂二十二番地三

字中嶋百六十五番地

夜叉袋字一本木七十八番地

字中田三十一番地

字下川原十六番地三

夜叉袋字中羽立九番地七

南秋田郡八郎潟町真坂字石塚百八十四番地

字大道十八番地四

夜叉袋字後谷地六十五番地

就任監事の住所及び氏名

南秋田郡八郎潟町真坂字石塚百八十四番地

字大道十八番地四

夜叉袋字中嶋田百十一番地五

二 河辺郡雄和町相川土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

河辺郡雄和町相川字銅屋二十三番地

字台林二十九番地

字銅屋二十番地

戸賀沢字御江田八十六番地

相川字銅屋百七十五番地一

字高野百三十八番地

字高野百三十八番地

字高野百三十八番地

字高野百三十八番地

就任理事の住所及び氏名

河辺郡雄和町戸賀沢字御江田二十六番地

相川字台林二十九番地

字銅屋二百七十五番地

字銅屋二百七十五番地

字上野百二十三番地三

三 男鹿市脇本百川土地改良区

就任理事の住所及び氏名

男鹿市脇本百川字夏張七十二番地一

佐藤長

石井敏雄

小玉孝太郎

渡部寿一

畠山一孝

村井清之丞

小野松太郎

谷村光雄

村井孝之

小玉善一郎

川口豊昭

工藤三之助

小玉善一郎

川口豊昭

村井昇

佐々木一夫

池田久宣

佐々木次男

石井良蔵

渡辺雄孝

伊藤邦夫

伊藤錚悦

石井和夫

渡辺一孝

大宮辰男

伊藤洋文

大宮高夫

武藤昭一

四 新城川土地改良区

退任理事の住所及び氏名  
南秋田郡天王字羽立五十七番地四

安 田 清太郎

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 県営土地改良事業(松山地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成十三年十二月十九日

二 県営土地改良事業(大谷地地区ため池等整備事業)

完了年月日 平成十四年三月二十五日

三 県営土地改良事業(黒川飛地区高生産性大区画圃場整備事業)

完了年月日 平成十四年三月二十八日

四 県営土地改良事業(葎沢地区担い手育成基盤整備事業)

完了年月日 平成十三年十二月六日

五 県営土地改良事業(北沢地区高生産調整推進対策特別基盤整備事業)

完了年月日 平成十四年三月二十八日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 協和町土地改良区

(一) 退任理事の住所及び氏名

仙北郡協和町下淀川字逢田七十四番地

字中里五十二番地一

中淀川字中村百八十番地

字白岩百四十九番地

字上宿七番地二

船岡字沢内七百五十一番地

字上宇津野二百八十三番地

字下宇津野一番地

字上一ノ渡百四十六番地

加 藤 弥

鈴 木 正 雄

小 田 嶋 俊 一

佐 藤 博 英

高 橋 正 一

五 十 嵐 茂 夫

豊 島 義 春

佐 々 木 慶 栄

加 藤 久 孝

(二) 就任理事の住所及び氏名

仙北郡協和町下淀川字逢田七十四番地

字中里五十二番地一

中淀川字中村百八十番地

字白岩百四十九番地

字上宿七番地二

船岡字上庄内八十七番地

字上宇津野二百八十三番地

字野田十九番地

字上一ノ渡百四十六番地

字合貝五十六番地

仙北郡協和町下淀川字中里五十四番地一

中淀川字中村百四十六番地

船岡字沢内六百十二番地

字上宇津野百五十七番地

就任監事の住所及び氏名

仙北郡協和町下淀川字中里五十四番地一

中淀川字中村百四十六番地

船岡字沢内七百六番地

字上宇津野百五十七番地

二 秋田県七滝土地改良区

(一) 退任監事の住所及び氏名

仙北郡千畑町金沢東根字大石百六十一番地一

仙北町高梨字下沖田七十七番地

仙南村天神堂字松ノ木十一番地

就任監事の住所及び氏名

仙北郡六郷町野中明子二十六番地

仙北町高梨字下沖田七十七番地

仙南村天神堂字小出百六十五番地

加 藤 弥

鈴 木 正 雄

小 田 嶋 俊 一

佐 藤 博 英

高 橋 正 一

藤 原 正 人

豊 島 義 春

原 田 敬 喜

加 藤 久 孝

渡 辺 秀 俊

今 憲 男

小 田 嶋 太 助

田 村 勉

豊 島 健 悦

今 憲 男

小 田 嶋 太 助

齊 藤 仁 美

豊 島 健 悦

高 橋 辰 美

池 田 辰 武

佐 藤 健 良

畑 山 源 太 郎

池 田 武

高 橋 英 喜

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、皆瀬村からなされた土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 縦覧に供すべき書類の名称 村営土地改良事業(上野地区単小規模土地改良事業(かんがい排水))計画書及び条例の写し
- 二 縦覧期間 平成十四年四月十七日から同年五月十七日まで
- 三 縦覧場所 皆瀬村役場

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
道路標識 一式(百五十二点)
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十四年六月十日(月)
  - (四) 納入場所  
警察本部
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
  - (二) 秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含め、平成十四年四月十六日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年五月一日(水)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
路面清掃車 一台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十四年七月一日(月)
  - (四) 納入場所

仙北建設事務所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年四月十六日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年五月一日(水)午後一時四十五分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書

に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年四月十六日

秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

草刈装置(小形除雪車一・三メートル級装着式) 一台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十四年七月一日(月)

(四) 納入場所

北秋田建設事務所

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

(二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年四月十六日(火)から同月二十五日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年五月一日(水)午後二時

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六

六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

- (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約総額金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき回数の入札をした者が二人以上あるときは、べつにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出するものとする。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

公安委員会公告

秋田県公安委員会告示第36号

警備業法(昭和47年法律第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第1条の規定に基づき、公示する。

平成14年4月16日

秋田県公安委員長 藤 井 明

1 実施年月日

平成14年7月15日(月)から7月22日(月)までの土曜日、日曜日を除く6日間の毎日午前8時30分から午後5時まで

2 実施場所

秋田市山王五丁目9番6号 警察共済組合秋田県宿泊所 ふきみ会館

3 受講定員

30人

4 受講資格者

- (1) 最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定に合格した者
- (3) 検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者

5 受講申込みに必要な書類

- (1) 受講申込書 2通
- (2) 写真 2枚  
写真は、受講申込書を提出する前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真で大きさが3センチメートル四方のものとする。
- (3) 受講資格を証明する資料

6 受講申込み等

- (1) 申込用紙の交付  
各受付場所において交付する。
- (2) 受付期間  
日曜日及び土曜日を除き、平成14年6月3日(月)から同年6月28日(金)までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、定員30人で締め切る。
- (3) 受付場所  
県内の各警察署

なお、郵送による申込みは受け付けない。

7 手数料

37,000円

受講申込書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

8 その他

- (1) 本年度の秋田県における警備員指導教育責任者講習は、本講習1回限りとする。
- (2) 講習終了後審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習終了証明書を交付する。
- (3) 講習について不明の点は、秋田県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話018-863-1111内線3042、3043)又は県内の各警察署生活安全係に問い合わせること。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十四年四月五日(第千三百五十七号)掲載の秋田県告示第百五十九号(基本  
測量終了の通知)

(原稿誤り)

四 上 十六 二百九十

二百八十九

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所 印 刷 者

秋田株式会社  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
電話(862)八七六六  
FAX(863)〇〇〇五  
E-mail:matsubarasatsusatsu.co.jp  
松原印刷社  
秋田市山王七丁目五番二十九号

